

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則 平成16年4月7日 16 経教 細則第8号</p> <p>第1条 省略 第2条 省略</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。 一~五 省略 六 <u>環境管理施設長</u> 七 省略 八 <u>環境安全・衛生管理チームリーダー</u> 九 省略 2 省略</p> <p>第4条~第10条 省略</p> <p>(事務) 第11条 委員会の事務は、<u>環境安全・衛生管理チーム</u>において処理する。</p> <p>第12条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり) 第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。 一~五 省略 六 <u>環境管理施設管理主任</u> 七 省略 八 <u>キャンパス整備チームリーダー</u> 九 省略 2 省略</p> <p>第4条~第10条 省略(現行どおり)</p> <p>(事務) 第11条 委員会の事務は、<u>環境安全管理センター運営規則第13条に規定するチーム等</u>において処理する処理する。</p> <p>第12条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20細則 第14号)

この細則は、平成20年11月17日から施行し、平成20年11月1日から適用する。